

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須幸手線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市睦町二丁目八四番一地从 一地从先まで から 加須市南篠崎字嵯峨二三八五番 一地从先まで	加須市南篠崎字嵯峨二三八五番 一地从先まで	加須市本町一〇〇八番一地从先か ら 加須市南篠崎字嵯峨二三八五番 一地从先まで	区 間
一五・九八ゝ 八七・五〇	七・九〇ゝ 三七・三〇		敷地の幅員 (メートル)
一七六二・〇〇	二一四〇・〇〇		延長 (メートル)
			備 考